



Title	アルヘンチナ国プラント輸入の優先的取扱いに関する政令(訳)
Author(s)	山崎, 俊夫
Citation	大阪外国語大学学報. 1969, 21, p. 127-133
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/80356
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

アルヘンチナ国プラント輸入の

優先的取扱いに関する政令（訳）

山 崎 俊 夫

El Decreto del Presidente de la Nación Argentina sobre la Prioridad de equipamiento (Traducción)

Toshio YAMASAKI

Hemos obtenido como materias, dos decretos del Poder Ejecutivo argentino: Decreto No. 5.339/63 y Decreto No. 3.113/64. He aquí, esta vez, sin embargo, sólo aquello, tratado de traducción al japonés, faltándonos las hojas de encuadernación de nuestra universidad.

El ilustrísimo Abogado del Colegio de Barcelona, don V. Garcés Brusés nos ha ofrecido por la Editorial Tecnos, S. A., Madrid, una preciosísima obra “Régimen Jurídico de las Inversiones Extranjeras en España”. Este año universitario de 1968/69, hemos tratado de dar una asignatura sobre la libre aportación de inversiones extranjeras en nuestro país, especialmente como problema del aspecto de ciencia económica de empresa. Acercándonos al tema de comparación económica estructural de este campo, persigámonoslo en ocasión más próxima, tratado también el otro decreto, que aquí no podemos traducir esta vez.

1963年政令第5,339号

1963年通達第70,988号

1963年7月1日ブエノス・アイレス

国政府の行政権者は

法律第14,780号及び第14,781号, 政令1959年第5,800号, 1959年第13,277号, 及び1962年第778

号及び関係措置及び補則による処理を参照し、次の諸項を考慮した。すなわち、

工場設備の輸入には現行規則に従って輸入加徴金及び関税が支払われる。

一般の利益がそれを正当と判断する場合には上記設備の非課税導入のため、政府は公正な体制を規定しなければならない。

1959年政令第13,277号は私的生産活動拡張計画を相応に配慮することを許可している。

その適用は1962年政令第778号の諸制約に対応して部分的に中断している。

上記諸措置を現実の諸要求にマッチさせ、その施行中に得られた経験に鑑がみ設備に関する何らかの慎重な政策を達成する方途を考慮することが必要となる。

その経験は、国の復興の一般的状態が、原価水準の中に入り込むそれらいっさいの設備や資材の輸入への現行課税の、漸次的かつ一般的軽減を勧告している程度に相応して、その範囲内に現行諸制約を控え目にすることを望ましいとしている。

法の前の平等の原則を心掛けて、民族資本の合法的権利の防衛と、資本の投下の促進の必要性とが調整されて行かなければならない。

斯かる目的のために、輸入加徴金の支払いを免除せられた工場設備の国内への導入のために、免除の諸条件が認められるあらゆる場合に対する画一的な形で立法せられることが公正である。何らかの外国資本の投下がある場合についての、或いは何らかの工場計画の展開がある場合についての、この立法の結果が民族企業に裨益するものであるわけだからである。

あらゆる場合において外貨負担の事情を最大限に軽減し、同時に資本財と役務について民族産業に一層の活躍を保障する目的をもって、外国製の諸要素との関連において生産効率の諸条件を結合するには、国産の要素と、輸入せられる設備との部分的統合を促進することが便宜である。

以上のことから、アルヘンチナ国大統領は次の政令を公布する。

第一節 設備の優先的取扱い

第1条 施設設置或いは工場プラントの拡張計画は以下に詳述せられる諸要求と結びついた様式でなされる際には設備の優先権をもつ。すなわち、

a) 投資は技術上及び工芸上の改良をもたらし、質的増大、改善と国民生産の低廉化を可能ならしめること。

b) 直接又は間接的に国産の原料又は半製品の一層の使用を盛にすること。

c) 輸入、又は新規輸出の発展に代る貿易収支での利益を生むこと。

d) プラント融資の約束、予想収益力どおりに上がった利益分に対応する返済送金、贈与・特別報奨金、外国からの買掛金、又は投資元本の払い戻しであって、その支払期限が技術的減価償却の期限と関係を保っているものとの関連において、前号の得失を基調に考慮する際、対外的財政収支にプラスになること。

- e) 投資に振り当てられている運転資金の廻転を考慮に入れること。
- f) 安全な市場を考慮に入れた上で労働の恒久的供給源を直接又は間接的に獲保すること。
- g) 国際価格に関連ずけて妥当な原価水準で生産がおこなわれ、その生産がより大きな度合で国内の競争に裨益すること。
- h) 当該企業活動の発展のために必要な関税防衛の水準が、先進工業諸国のそれに対比して釣り合いが保たれていること。

第2条 設備の優先的取扱いは、次の諸条の規定に基き政令によって認可せられ、受益者にいっさいの輸入加徴金、賦課金、又は関税を免除して、国内で製作されないか、若しくは製作されているときは当事者が、計画のもとめている工芸的な諸要求を充足できていないことを信ずるに足る程度において立証する工場プラント移植に仕向けられた機械類及び設備についての導入を認可する。

認可は、設備のテスト期間中、その操業と機能を保障するための必要な取替え用予備品と附属品に、輸入機械又は設備の従価5%を最大限にその範囲内で拡大せられる。この免税はプラントの操業開始の日から90日後までに積送せられる取替え用予備品と附属品に効力をもつが、これらの品目は使用目的の確認を受けなければならない。

第3条 地方的に工業部門に規模の格差をもたせないようにするために促進体制をととのえて積極的に工業計画が樹立せられ、民族企業が法律第14,780号の第6条に規定する権利を尊重している場合には、政令を公布してこれらを認可し、前条に規定せられた効果を付与するようにする。

第二節 手 続 き

第4条 この政令によって利益を享けようとする関係当事者は、次の諸要因に基いていずれかの計画に分類できるように必要な書類を国の工鉱業省に提出しなければならない。

第1号 特に次の諸点を考慮に入れての、企業の将来計画に関する経済・技術的研究

- a) 計画の性格についての評価
- b) 立案者の組織的かつ管理的能力の評価
- c) 立案者の財務能力の評価
- d) 生産物の資本に対する関係と生産性に関するその他の関係又は指標について比較考量した評価
- e) 営業及び支払いの収支決算に関する開始時期の貸借表
- f) 貿易及び関税上での保護申請についての評価

第2号 資本の導入には持分の種類の詳細を、外国からの買掛金には源泉の明細を付け、減価償却の期間、利子、贈与・特別報奨金若しくは技術援助の場合の支払い、予想収益力、協定のあつた場合の投下資本の引き揚げの期限——を含めての計画の財務面

第3号 完成品の数量と品目及び対応する市場分析と市場計画

第4号 生産工程の樹立とそれぞれの工業についての使用原料及び工業技術発達の程度に適應する対策

第5号 生産原価の決定、特に

- a) 原料及びいっさいの様式の燃料とエネルギーに関する品質と価格
- b) 労働の生産性
- c) 運賃
- d) 施設の効率上最高の、また余分の残りを生ぜしめないように完全使用をした場合の得られる燃料経済

第6号 設定せられる労務及び施設の質と重要度

第7号 外国から導入せられる設備及び国内で取得せられる設備の概算の金額

第8号 設備施行の期限及び操業開始までの期限

第9号 企業立地の決定に考慮せられた諸要因

第5条 国の工鉱業省は、開設の可能の見透しが原則的に明かになった場合は、経済省の輸入諮問委員会に、先の件につき必要事項を廻付し、同委員会が、取扱われている部門に新たに輸入プラントの移植をすることを勧奨できるかどうかについての意見を述べ、その際、国内工業の発展の度合い、投資が機能する際における、また有力な輸入がとって代る場合における、営業及び支払いの収支に生ずる事情を考慮に入れるようにする。この手続きは、なお、私企業部門に委員会の定める様式により、これらの輸入プラントの創設につき手続きの上で完全な公開周知徹底方を保障する。

第6条 輸入諮問委員会は、プラント輸入の計画が考察に廻付された日から起算して30日以内に、その意見を発表しなければならない。この期間を経過するときは、手続きは継続して確定的なものになって行く。

第7条 輸入諮問委員会の意見を得て、若しくは前条の規定する期間を経過するときは、国の工鉱業省はその管下機構を介して計画についての工業経済的分析をおこなう。これら管下機構は、この責任の遂行にあたっては、他の各省、国の部局又は機関及び企業体から直接に、適当と思われる報告及び助言を求めることができる。

第8条 国の工鉱業省は、前条の規定する研究提出の日から起算して90日を超えない期間に経済省に上提する。設備設置の優先的取扱いを宣言する政令は経済大臣により副署せられ、国の工鉱業大臣によって連署せられる。

第9条 設備設置の優先的取扱いの申請についての却下は、直接的に決裁せられ、また、経済省と国の工鉱業省の合同の決議によってなされる。

第三節 外国資本の扶植

第10条 法律第14,780号の保護下に申し出でのあった外国資本の投資の申し入れは、前掲諸条に規定せられた諸要件と諸手続きに従う。その場合、設備設置の優先的取扱いを認可する政令には、上記の法律の規定する諸税の徴収をあらかじめ履行したもので、有体財産と、外貨の振替えとその他の形の投資に分類したものに限り、資本の国外の出所についてする確認を含む。

第11条 前条に規定せられている場合には、投資会社は額面を割らない価額で受入れ側の会社の株式若しくは資本の持分を、その投資の身返りとして受取る。なお、これら株式若しくは持分は、通常の条件での輸入プラントや拡張の場合には、操業を開始してのち3年後までは譲渡できない。

外国通貨の形でなされる出資の換算は、次の日時に建てられた自由市場での換算率でなされる。すなわち、

- a) 有体財産の場合には、取引の実行時の値段で
- b) 外国為替の送金による場合にはその都度銀行の振替の相場で
- c) 貨物代替証券の場合には、証券化せられた有体財産の最初の取引の実行時の相場で

第12条 前条に規定せられた譲渡の禁止は、同一集団の企業間で株式若しくは資本の持分を消化する場合には除外せられる。ただし、必ず、市場での操作の結果として、外国に譲渡せられることができるのでなければ、国内では資金が獲得せられ得ない場合で、その都度、国の工鉱業省の事前の許可を受けたものに限る。

第13条 外国資本の投資として組入れられる有体財産の化体した有価証券は、輸出市場における販売流通過程に合わせて調整しなければならない。そして、その事情は、積送に先立って、それら有体財産の原産地国で、アルヘンチナ国大使館の経済顧問に満足の行く形で充分、投資会社により立証せられなければならない。

第14条 投資者は、投資から生ずる総利益と純益を自由市場を通じて譲渡できる。資本の引揚げは、許可について定めた政令に規定する様式により、及びそれら規定で適当と認められたところに従ってなされる。

第四節 一般措置

第15条 第8条が規定する政令が公布せられたときは、国の工鉱業省は、第2条に制定せられた諸条件で外国から導入せられる物財の報告の詳細を認可する。この責任の完遂を期して上記の省は、私企業活動からの助言を要求し、若しくは当該企業組合機関の代表者との懇談委員会を構成することができる。報告の詳細の認可はまた、取引の実行、物財の設置、プラントの操業開始若しくは取扱い物件の拡張のための期限の確定をも含める。

第16条 国の関税局は、国の工鉱業省の発給する分析的明細報告、及び外国資本の投資の場合には第13条に規定する要件の履行済証明書を基調として、前条に定めるところにしたがって許可せられる範囲の物財の取引の実行を許可する。

第17条 国の工鉱業省は、国内に導入の際に認可せられた機械類及び設備に対して指定せられる関税区分を根拠にして出所を確認しうる取換え用品目を許可する権限を留保している。ただし、必ずこの政令の措置に従って調整せられなければならない。

第18条 国の工鉱業省は、認可せられた計画どおりに当該工場プラントの設置の履行及び操業の開始を監理する。

第19条 三か月毎に受益会社は工場設備の進行について国の工鉱業省に報告しなければならない。その際特に次の諸点について報告するものとする。すなわち、

- a) 期間に影響する契約の金額。既に経過済みの受取高及び支払高。
- b) 期間外で経過している契約高。この契約品目に対する既に取り引きの実行済み部分の金額と支払い済み金額。
- c) 該当のあるときは、受取り外国為替の振替金額。
- d) 実施せられた民間の労務への支払額。

先の報告は三か月間のものと、及び工場施設を竣工するまでその日付現在で累計せられた総計につきなされねばならない。

第20条 設備の優先的取扱いを宣言する政令の公布に先立っての計画に対応する外国での、機械類の積送、信用状の開設若しくはその他の、設備の取得についての確認若しくは証明の手続き、若しくは場合により、合同決議は、本政令に定められた利益を放棄する性質をもつ。

第21条 国の関税局は、本体制によって保護される物財の輸入願い又は申請については、その物財の積送の日が、設備の優先的取扱いを宣言する政令若しくは合同決議の日以前であることを確かめた場合にはいっさい受理しない。

第五節 輸入物財の非移転性

第22条 逐次輸入せられる外国からの物財は、工場施設の操業開始後五年間は譲渡できない。ただし、国の工鉱業省の表明する許可がある場合はこの限りでない。

第23条 前条に規定せられた措置は、その譲渡にいかなるときにも国の工鉱業省の許可が必要とされている外国資本の投資として導入せられる物財には適用せられない。

第六節 特別措置

第24条 事前に輸入諮問委員会の意見を経て、経済省、国の工鉱業省、商業省及び農牧業省は

合同決議により、第一次産品生産につき一層の工業化を促進する活動に対応する中小企業の計画のための設備の優先的取扱いを決定することができる。

その場合、作成せられる計画は、この政令の第4条に挿入の、第一号b、c及びeと第2号、第7号、第8号及び第9号に規定せられた措置にしたがって調整せられなければならない。設備の優先的取扱いを宣言する合同決議は、第2条に規定せられたその同じ効果をもつ。

第七節 経過措置

第25条 本政令の諸措置は、その官報での公布の日以後におこなわれるいっさいの提出物に適用せられる。

第26条 本政令に規定せられたところに抵触するいっさいの措置は廃止せられる。

第27条 本政令は経済庁長官担当大臣によって副署せられ、国の工鉱業大臣、商業大臣、大蔵大臣、農牧業大臣によって連署せられる。

第28条 告知して公布し、官報及び印刷の取扱い総局に廻付し、文書保管せられる。

政令1963年第5,339号

(署名) ギド

マルティネス・デ・オス (H)

ゴッティル

マルティン

ティスコルニア

ロペス・サウビデット